

健康保險 任意繼續被保險者資格取得申請書 99—

※保険証は発行されません。マイナ保険証での受診をお願いいたします。
マイナ保険証を所有していない方は、資格確認書が必要となりますので、☒を入れ、資格確認書交付申請書を一緒にご提出ください。(マイナ保険証を所有している方への資格確認書発行はできません)

※次ページに詳しい留意事項等を記載しておりますので、必ずご確認のうえ手続きしてください。

年 月 日提出

受付年月日

『任意継続被保険者の手続きをする際の留意事項等について』

以下の点について理解していただいたうえで、「国民健康保険」(保険料の減免措置あり)や「家族の健康保険」(保険料負担なし)への加入についても事前に検討のうえ手続きしてください。

1. 資格取得要件

- ・退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること
- ・退職日の翌日から20日以内(土・日・祝日含む)に申請書を提出し、保険料を納めること

※初回保険料が期日までに振り込まれなかった場合は申請がなかったものとみなしますのでご注意ください

2. 資格喪失要件

次の事由に1つでも該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います

- ・資格取得した日から起算して2年が経過したとき
- ・死亡したとき
- ・後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- ・就職して別の健康保険・船員保険・共済組合などの被保険者資格を取得したとき
- ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ・任意継続被保険者が資格喪失を申し出たとき(申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失)

※被保険者が資格を喪失すると、被扶養者である家族も資格を喪失します

3. 保険料

資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までが対象です

- ・退職時の標準報酬月額(がん研健保に属する全被保険者の標準報酬月額平均が上限)×保険料率
- ・事業主による保険料の負担はなく、全額自己負担
- ・保険料率(介護保険料率含む)は改定する場合があります
- ・標準報酬月額の平均の改定により標準報酬月額は変更する場合があります
- ・40歳以上65歳未満の者は、別途、介護保険料を徴収します(65歳以上になると市町村へ納付)
- ・年4分の利率(複利原価法)による前納割引(取得月の翌月分から)があります
- ・就職して社会保険を取得した場合、任意脱退した場合、前納に係る期間の経過前の資格喪失であれば、未経過期間に係る前納保険料は返還となります
- ・納付にかかる手数料(振込手数料)は本人負担となります ※口座振替制度はありません
- ・納付期限は、当月10日(10日が土日祝日の場合その翌日) ※「取得月」「前納」を除く
- ・納付方法

①毎月納付

②半期(前期・後期)前納

③全期前納

前期:4月(または取得月の翌月)～9月(または喪失月の前月)
後期:10月(または取得月の翌月)～3月(または喪失月の前月)

4月(または取得月の翌月)～3月(または喪失月の前月)

4. 申し出が必要な事項

- ・就職して健康保険・船員保険・共済組合などの被保険者資格を取得したとき
- ・死亡したとき
- ・氏名、住所、連絡先に変更があったとき
- ・扶養家族に異動(増減)があったとき
- ・任意継続被保険者でなくなることを希望する場合

がん研究会健康保険組合